

広島中央環境衛生組合監査公表第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、広島中央環境衛生組合管理者から平成27年度定例監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年1月20日

広島中央環境衛生組合監査委員	山崎幹雄
同	中平好昭
同	信谷俊樹

定例監査の監査結果に基づく措置について

第1 監査の対象

対象課	対象費	監査結果公表年月日	措置事項通知年月日
業務2課	光熱水費、燃料費、 修繕料、委託料 (平成27年度)	平成28年9月28日 (広島中央環境衛生組合 監査公表第1号)	平成28年11月30日 (広中環総第24号)
業務3課	光熱水費、燃料費、 修繕料、委託料 (平成27年度)	平成28年9月28日 (広島中央環境衛生組合 監査公表第1号)	平成28年11月30日 (広中環総第24号)

第2 監査の実施期間

平成28年8月15日から平成28年9月20日

第3 監査の結果及び措置の内容

(1) 業務2課

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 燃料費、光熱水費について</p> <p>(2) 電気料金については、電力自由化に伴い、契約方法の見直し等、経費の削減について検討されたい。</p> <p>2 修繕料、委託料について</p> <p>(1) 入札に係る登録業者の名簿が適切に管理されていなかった。契約事務取扱要綱に基づき適切な事務の執行に努められたい。</p> <p>(2) 契約に係る保証金について、免除資格のない者の保証金を免除していた契約が2件あった。契約規則に基づき適切な事務の執行に努められたい。</p> <p>(3) 契約事務に係る通知文に公印省略の記載がなされていなかった。文書事務取扱規定に基づき適切な事務の執行に努められたい。</p> <p>(4) 入札執行から契約締結までに6日以上要した契約が2件あった。契約規則に基づき適切な事務の執行に努められたい。</p>	<p>電力自由化に伴い各社から新たな契約プラン等が提供されている状況も踏まえ、構成市町の契約動向等を見ながら契約方法の見直し、経費削減について取り組んで参ります。</p> <p>入札に係る業者登録名簿については、契約事務取扱要綱に基づく適切な事務処理に改めました。</p> <p>契約に係る保証金については、入札に係る業者登録名簿の適切な管理とあわせて、契約規則に基づく適切な事務処理に改めました。</p> <p>契約事務に係る通知文に公印省略の記載がなされてなかったことについては、文書事務取扱規定に基づき公印省略時にはその旨記載するよう、適切な事務処理に改めました。</p> <p>入札執行から契約締結まで6日以上要した契約があったことについては、正副担当者相互で日数の確認をおこない、契約規則に基づく適切な事務処理に改めました。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>(5) 1回の支払いが50万円以上の単価契約の検査調書が作成されていなかった。50万円以上支払う場合は、その都度、検査調書の作成が必要である。検査事務取扱要綱に基づき適切な事務の執行に努められたい。</p>	<p>1回の支払いが50万円以上の単価契約の検査調書が作成されていなかったことについては、検査事務取扱要綱に基づいた検査の実施及び検査調書の作成をおこない、適切な事務処理に改めました。</p>

(2) 業務3課

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 燃料費、光熱水費について</p> <p>(2) 竹原安芸津環境センターで使用する電力は、電力会社と3年契約を締結することで基本料金の割引適用を受けていた。電気料金については、電力自由化に伴い、所管する全ての施設を含め契約方法の見直し等、経費の削減について検討されたい。</p> <p>2 修繕料、委託料について</p> <p>(1) 入札に係る登録業者の名簿が適切に管理されていなかった。契約事務取扱要綱に基づき適切な事務の執行に努められたい。</p> <p>(2) 公印押印の承認手続きについて、起案書の作成を行わない不適切な手続きが見受けられた。公印規定に基づき適切な事務の執行に努められたい。</p> <p>また、総務課においても、公印押印を承認する際には同じく公印規定に基づき適切な事務の執行に努められたい。</p>	<p>電力については、電力自由化に伴い、電力会社から新たな料金プランの提供がなされている現状を踏まえ、情報収集に努めて有利な契約種別とするよう取り組んで参ります。</p> <p>入札に係る登録業者の名簿管理については、契約事務取扱要綱に基づき適切な事務処理に改めました。</p> <p>公印押印の承認手続きについては、公印規定に基づく適切な事務処理に改めました。</p> <p>(総務課)</p> <p>公印押印の承認手続きについては、公印規定に基づく適切な事務処理に改めました。</p>